

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正について

1. 改正された条例

- (1) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (3) 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 島根県指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 島根県介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (8) 島根県指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 島根県介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例

2. 改正の概要（主なもの）

(1) 全サービス共通

①業務継続計画の策定等^(注)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施を義務づけ。

②感染症の予防及びまん延を防止するための措置^(注)

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める。

③虐待の防止^(注)

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務づける。

④ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める。

⑤利用者への説明・同意に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプラン等書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認める。

⑥テレビ電話装置等の活用（会議や他職種連携におけるICTの活用）

運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や他職種連携の促進の観点からテレビ電話等を活用しての実施を認める。

(注) 3年間（令和6年3月31日まで）の経過措置期間あり。

(2) 居宅系サービスに関するもの

改正項目	対象となるサービス種別
①サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努める。	(介護予防)訪問入浴介護、訪問介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)通所リハビリテーション、通所介護、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売

<p>②地域と連携した災害への対応の強化 災害の対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施にあたっては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。</p>	<p>通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護</p>
<p>③認知症介護研修の受講の義務付け^(注) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。</p>	<p>(介護予防)訪問入浴介護、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護</p>

(注) 3年間(令和6年3月31日まで)の経過措置期間あり。

(3) 施設系サービスに関するもの

改正項目	サービス種別
<p>①地域と連携した災害への対応の強化 災害の対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施にあたっては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。</p>	<p>軽費老人ホーム 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設</p>
<p>②認知症介護研修の受講の義務付け^(注1) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけ。</p>	<p>介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院</p>
<p>③リスクマネジメントの強化^(注2) 施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務づけ。</p>	
<p>④ユニットの居室又は病室の設備の基準 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護/看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう務めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から、「原則としておおむね10人以下とし、15人をこえないもの」とする。</p>	<p>特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設〔短期入所含む〕 介護療養型医療施設 ※介護老人保健施設・介護医療院は省令で定める</p>
<p>⑤管理栄養士の配置 現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置づける。(栄養士又は管理栄養士の配置を求める。)</p>	<p>介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設</p>
<p>⑥栄養管理・口腔衛生管理^(注1) ・各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。 ・口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。</p>	<p>介護医療院</p>

(注1) 3年間(令和6年3月31日まで)の経過措置期間あり。

(注2) 6月(令和3年9月30日まで)の経過措置期間あり。

3. 施行期日

令和3年4月1日